

意見書案第 1 号

トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

平成 22 年 12 月 22 日 提出

提出者	室戸市議会議員	鈴木 彬 夫
賛成者	〃	堺 喜久美
〃	〃	町 田 又 一
〃	〃	徳 増 寿 子
〃	〃	立 石 大 輔
〃	〃	山 下 浩 平
〃	〃	久 保 善 則
〃	〃	脇 本 健 樹
〃	〃	上 野 祥 司
〃	〃	米 澤 善 吾
〃	〃	山 本 賢 誓
〃	〃	久 保 八太雄
〃	〃	濱 口 太 作
〃	〃	谷 口 總一郎

室戸市議会議長 林 竹 松 様

トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきたところであるが、トンネル建設工事におけるじん肺の発生は、今なお大きな社会問題となっている。

こうしたなか、全国の11地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟のうち、5地方裁判所において、国の規制権限の不行使を違法とする違法判断が示された。

これらの判決を受け、2007年（平成19年）6月、訴訟原告団と国の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印され、その合意内容に基づき、係争中の4高裁11地裁のすべてにおいて和解による解決が図られたところである。

トンネルじん肺は、その多くが公共工事において発症することも十分に踏まえ、根絶に向けた抜本的な解決が早急に図られなければならない。

よって政府においては、合意書に基づきトンネルじん肺根絶のための対策を行うとともに、建設業者の関係者の理解を進めることなどにより、トンネル建設労働者の就労と検診を一元的に管理し、じん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺基金」の創設を速やかに取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

室 戸 市 議 会

内閣総理大臣	菅	直人	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様
農林水産大臣	鹿野	道彦	様
国土交通大臣	馬淵	澄夫	様